

が未提出の場合はまとめて提出可
甲1月29日までに「請求書」「領収証」「提供証明書」および「振込先口座の通帳の写し」を郵送で〒860-8601保育幼稚園課給付班(☎328-2568)へ
 ※領収証および提供証明書は、施設が発行するもの、請求書は、ホームページからダウンロード可。
 詳しくは、市のホームページへ。

令和3年度就学援助入学前支給の受付開始(新入学児童生徒学用品費)

因入学準備のための費用を今年3月中旬に支給します。(対象のうち希望する方のみ)【1人あたりの支給額※令和2年度】新小学1年生51,060円、新中学1年生 60,000円 **因**市県民税の非課税世帯など経済的な理由で就学困難と認められる新小学1年生または新中学1年生 **甲**1月8日~22日に申請書など必要書類を指導課または新小学1年生は入学予定の小学校、新中学1年生は現在通学中の小学校へ
 ※申請書は各小学校、指導課で配布。市ホームページからもダウンロード可。

詳しくは、各小学校または指導課(☎328-2716)へ。

新小学1年生 児童育成クラブ 入会手続説明会

期1月下旬~2月下旬(杉上小校区以外の旧城南・旧富合・旧植木地域を除いた、各小学校の「新入学児童保護者説明会」にあわせて実施) **因**令和3年4月に小学校へ入学する新1年生と保護者 ※入会受付期間は、説明会から約2週間(申込期間を過ぎると原則5

月からの入会となり、4月中の利用ができません。)

詳しくは、入学する小学校の児童育成クラブへ。

(青少年教育課 ☎328-2277)

特別支援教育に関する就学に向けての説明会

期場 北区:1月25日(月)北区役所3階大会議室、南区:1月26日(火)アスパル富合研修室1・2・3、中央区:1月27日(水)市教育センター4階大会議室、東区:1月29日(金)東区役所3階すこやかホール、西区:2月2日(火)西区役所3階健康センターホール **時**午前9時半~10時20分、午前10時50分~11時40分 **因**市内に住む特別な支援を必要とする子どもの保護者、園の関係者など **定**中央区60人、その他40人(先着順) **甲**1月5日~各開催日の2日前までに参加を希望する日時を電話かホームページ(higomaru-call.jp/)で、ひごまるコール(☎334-1500)へ

(総合支援課 ☎328-2743)

養育費に関する相談 **無料**

因離婚前後や未婚を問わず、養育費の取り決めや支払いの履行などに関する相談、情報提供などを行っています。気軽に相談ください

【相談窓口】東区保健子ども課(☎367-9130 平日午前9時半~午後4時15分)

(子ども支援課 ☎328-2158)

母子・父子自立支援プログラム

因児童扶養手当を受給中の方で、就職または転職を希望する方を対象に、策定員がハローワークのコーディネーターと連携して、相談から就職まで継続的な支援を行います **因**市内に住む、児童扶養手当を受給している方(生活保護受給者を除く) **定**中央区保健子ども課(☎328-2421)、東区保健子ども課(☎367-9130)
 (子ども支援課 ☎328-2158)

発達障がいに関する出張相談 **無料**

期場 北区:1月21日(木)午前10時~午後1時、東区:2月4日(木)午前9時~正午 **期**場 区役所 **因**発達障がいでお悩みの小学生以上の方またはその家族 **甲**電話またはホームページで発達障がい者支援センター「みなわ」(☎366-1919)へ
 (子ども発達支援センター ☎366-8240)

障害基礎年金等を受給しているひとり親のご家庭の皆様へ「児童扶養手当」が変わります

児童扶養手当の制度改正に伴い、令和3年3月分(令和3年5月支払い)から手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変わります。
 ※障害基礎年金等を受給していない方の変更はありません。

【変更点】
 ①児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲
 手当額と障害基礎年金等の全体額

を比較していましたが、手当額と障害基礎年金等の子の加算額を比較し、手当額が上回る場合に差額を支給します。

②支給制限に関する所得の算定

障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する所得に、非課税公的年金給付等が含まれます。

【手続き】

児童扶養手当受給資格者として認定を受けていない方は、申請が必要で、事前申請が可能です。**令和3年6月末までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。**

※既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、申請は不要です。

詳しくは、市ホームページまたは区役所保健子ども課へ。



教育委員会会議の傍聴者募集

期場 1月28日(木)午後2時~ **場** SPring 熊本花畑町7階 **定** 10人 **甲** 当日午後1時半~1時45分に教育政策課(同ビル6階)へ ※審議内容は市ホームページに掲載。※YouTubeでライブ配信を行います。

(教育政策課 ☎328-2704)

ふくしけんこう

障がい者成人式

期場 1月11日(祝)午後3時 **場** 熊本ホテルキャッスル地下「クリスタルホール」(中央区城東町4-2) **因** 平成12年4月2日~平成13年4月1日に生まれた障がいのある方 **定** 熊本市社会福祉協議会(☎322-2331)

(障がい保健福祉課 ☎328-2519)

がん検診無料クーポン券のご利用はお済みですか?

因対象の方には、6月末に乳がん・子宮頸がん検診の無料クーポン券を送付しています。クーポン券の有効期限は2月28日までです。早めの受診をお願いします

因【乳がん検診】昭和54年4月2日~昭和55年4月1日生まれの方【子宮頸がん検診】平成11年4月2日~平成12年4月1日生まれの方

■今年度、無料クーポン券の対象者ではない方は少ない費用負担で受診できるがん検診を実施しています

因【乳がん検診】今年度中に40歳以上の偶数年齢になる女性【子宮頸がん検診】今年度中に20歳以上の偶数年齢になる女性

詳しくは、健康づくり推進課(☎361-2145)へ。

高額医療・高額介護合算療養費の申請受付が始まります

支給対象者には、1月から2月までの間に順次、申請用紙をお送りします。

【高額医療・高額介護合算療養費制度とは?】

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するための制度です。世帯内の同じ医療保険の加入者で、医療保険と介護保険の両方の自己負担額(病院などの医療機関、介護施設などに支払った自己負担額)1年間分を合算した額が下記の基準額を超える場合、申請をすると高額医療・高額介護合算療養費が支給されます。支給の可能性がある世帯には申請用紙を送付しますので、内容を確認し、申請してください。

※今回の申請は、令和元年8月1日~令和2年7月31日までの自己負担額が対象です。

【基準額(世帯の自己負担限度額)】

●国民健康保険加入者で70歳未満の方

世帯の所得区分 (※1)	基準額
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

●①国民健康保険加入者で70歳以上75歳未満の方 ②後期高齢者医療制度加入者

負担割合		世帯の所得区分	基準額
①国民健康保険加入者	②後期高齢者医療制度加入者		
3割		住民税課税所得690万円以上	212万円
		住民税課税所得380万円以上	141万円
		住民税課税所得145万円以上	67万円
		一般	56万円
2割	1割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ 31万円
			区分Ⅰ 19万円(※2)

※1...70歳未満の所得は、同一世帯の全ての国保被保険者について、所得から基礎控除(33万円)を差し引いた額の合計
 ※2...区分Ⅰの世帯で、介護(予防)サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給の基準額は19万円、介護保険からの支給の基準額は31万円それぞれ計算されます。

詳しくは、区役所区民課へ。介護保険の自己負担額については、区役所福祉課へ。

(国保年金課 ☎328-2290)

日=日時 期=期日、期間 時=時間 場=場所 因=内容 題=演題 師=講師 出=出演 対=対象 定=定員 費=費用 持=持参物 申=申込 問=問い合わせ先

国民年金基金 節税対策&終身年金で **老後の備えに最適!**

あの時加入すれば良かったと後悔しないためにもこの機会にご加入をご検討ください。

人生100年時代、65歳から20年以上ゆとりある暮らしのために
 65歳の平均余命は男性約20年(85歳)、女性約25年(90歳)となっています。(令和元年簡易生命表より)

40歳(男性)ご加入例 課税所得金額が400万円、月々約2万5千円の掛金を20年間納付し平均余命の85歳まで年金を受け取ったと仮定した場合。

上乗せ!	基金	65歳	年金額36万円(80歳までの保証期間付終身年金※)	80歳	終身受取
	国民年金		老齢基礎年金(満額で約78万円)		

※年金支給開始前や保証期間中に亡くなった場合、遺族が年金を一時金で受け取れます。

●節税後掛金合計 年間209,659円×20年=約**419万円**
 ●年金受取合計額 36万×20年=**720万円**
 ●年金受取額(720万円)-節税後掛金合計(419万円)=合計約**301万円** **年金返戻率 171.8%** **おトク!**

節税をお考えなら 早めの加入がお得です! 今年から節税!
 掛金は全額(最大年816,000円)社会保険料控除されますので、所得税や住民税が減額されます。しかもご家族の掛金も合算して控除できます。これからご加入いただくと令和3年分から控除が受けられます。

公的な年金だから、税制上とっても有利なのが特徴!

左の例で国民年金基金に加入しなかった場合 課税額は…… **789,300円**
 ※400万円×30.42%-427,500円(所得税、地方税計)

加入したら 掛金を所得控除した後の課税額は…… **697,639円** * (400万円-301,320円) × 30.42%-427,500円

所得税・住民税の合計が **(789,300円-697,639円) 91,661円 軽減されます!**
 年間301,320円の掛金が209,659円になります。

◆フリーダイヤル **0120-65-4192** **全国国民年金基金熊本支部** 〒862-0956 熊本市中央区水前寺公園14-22 7F **スマホの方はこちらから資料請求!**

くまもと市政だよりへの広告(後半ページ下欄)を募集中。販売代理店の(株)ホープ(☎092-716-1401)へ。※広告内容などは本市が推奨するものではありません。